

令和4年度修学旅行における体験学習料助成金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県外（国内に限る。）から県内への修学旅行の誘致および福井県ならではの体験学習メニューの実施を促すため、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校および特別支援学校（以下これらを「学校」という。）が学校行事として行う修学旅行において、本県で体験学習を実施する場合の費用を助成するために必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）および旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）の規定による第一種旅行業、第二種旅行業または第三種旅行業の登録を受けている者とする。ただし、特別な事情がある場合には、学校に対して助成するものとする。

(助成対象事業)

第3条 助成対象は、次の各号のいずれにも該当する修学旅行とする。

- (1) 福井県内の宿泊施設に1泊以上すること。
- (2) 福井県教育旅行ガイドブック「学び旅」に掲げる体験または公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）が認める体験を実施すること。
- (3) 国、地方公共団体その他公共的団体等が実施する他の財政的支援を受けている事業または受ける予定の事業でないこと。

(受付期間)

第4条 受付期間は、令和4年4月1日から令和5年2月28日までとする。

2 助成金は、先着順に受け付け、予算の上限額に達し次第、応募を締め切るものとする。

(助成額)

第5条 助成額の上限は、修学旅行生徒1人につき、1泊当たり1,000円までとし、1体験メニューが1,000円未満の場合は、体験料に相当する額とする。ただし、上限額の範囲内で、複数メニューに対する助成も可能とする。

(助成金の申請等)

第6条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を修学旅行実施日から15日前（15日前が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに連盟に申請しなければならない。

	内容	備考
①	交付申請書（様式第1号）	
②	修学旅行行程表（計画）（任意様式）	県内での体験学習メニュー、宿泊施設等が明記されていること。

③	その他、連盟が必要と認める書類	
---	-----------------	--

(交付決定および通知)

第7条 連盟は、前条の規定による申請内容について審査し、交付要件に適合すると認めたときは、「交付決定通知書」(様式第2号)により申請者に通知するものとする。予算の制約により助成対象外となった事業については、他の助成事業が中止等になった場合に限り、改めて審査の上「交付決定通知書」により通知するものとする。

(申請内容の変更または中止)

第8条 前条の交付決定に係る修学旅行の内容を変更または中止する場合は、「変更・中止交付申請書」(様式第7号)を速やかに連盟へ提出するものとする。

(実績報告)

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた申請者は、修学旅行実施後1か月以内または令和5年3月17日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を連盟に提出しなければならない。

	内容	備考
①	修学旅行・体験学習実施報告書 (様式第3号) ※添付書類…体験料支払証明書(領収書または請求書の写し等)	
②	宿泊証明書(様式第4号)	宿泊施設の証明印が押印されていること。
③	修学旅行行程表(実績)(任意様式)	
④	アンケート(旅行会社・学校担当者)	様式は別途指定する。
⑤	その他、連盟が必要と認める書類	

(助成額の確定通知)

第10条 連盟は、前条に定める書類の提出を受けた後、その内容を審査し助成金の交付決定内容およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成額を確定し、申請者に「額確定通知書」(様式第5号)により通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 前条の規定に基づき助成額の確定を受けた申請者は、「請求書」(様式第6号)を連盟に提出するものとする。

(助成金の支払等)

第12条 連盟は前条の請求書受理後、申請者の指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

(助成の取り消し等)

第13条 連盟は、助成の決定を受けた者または助成を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、既に交付した助成額の一部または全額を返金させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けた場合
- (2) 実施内容が支援確定を受けた体験学習メニューの内容と異なる場合
- (3) 各手続に必要とされる書類が期限内に提出されない場合
- (4) この要綱の規定に違反した場合

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、体験学習料の助成につき必要な事項は、連盟が別に定める。

附 則

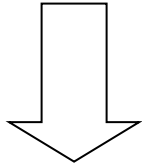
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月19日から施行する。

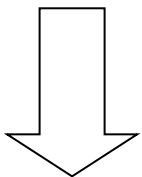
「修学旅行における体験学習料助成」申請から精算まで

- ① 様式第1号 交付申請書
- ② 任意様式 修学旅行行程表（計画）



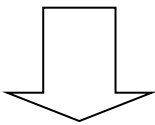
【申請書到着後、審査の上、交付決定通知書送付】

様式第2号 交付決定通知書（連盟からの通知書面）



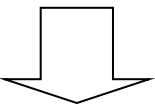
【体験実施終了後、以下の書類一式の送付】

- ① 様式第3号 修学旅行・体験学習実施報告書
※添付書類…体験料支払証明書（領収書または請求書の写し等）
- ② 様式第4号 宿泊証明書
※宿泊施設の証明印必要
- ③ 任意様式 修学旅行行程表（実績）
- ④ アンケート（旅行会社・学校担当者）
（様式は別途指定）



【実施終了後の書類一式到着後、審査の上。額確定通知書送付】

様式第5号 額確定通知書（連盟からの通知書面）



様式第6号 請求書



助成金の振込み